

1. 「世界の記憶」



- (1)世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進する。
- (2)1992年に開始し、人類史において特に重要な記録物を国際的に登録する制度が1995年より実施。
- (3)登録にかかる審査は2年に1回で、1か国からの申請は2件以内。ユネスコ執行委員会において登録を決定する国際登録のほか、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会(MOWCAP)等が登録を決定する地域登録がある。

2. 具体的な内容

(1)対象:

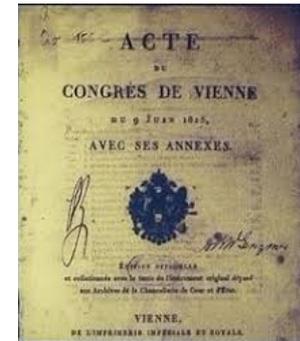
手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、地図、絵画、楽譜、映画・フィルム、写真等

(2)登録状況:

国際登録 429件(2017年12月現在) 地域登録 56件(2018年 6月現在)

- (登録例) ウィーン会議の最終議定書(オーストリア)(1997年登録)
ゲーテの直筆文学作品、日記、手紙等(ドイツ)(2001年登録)
人間と市民の権利の宣言(フランス)(2003年登録)
フェニキア・アルファベット(レバノン)(2005年登録)

※ 日本からの登録案件は国際登録7件、地域登録1件。



© UNESCO

(3)制度改正:

2015年「南京事件」の登録を契機に制度改正が取り組まれ、2021年4月に、加盟国政府を通じて申請すること、当事国からの異議申し立て制度を新設し、問題があれば当事国間で対話を行い帰結するまで登録を進めないこと等を含む制度改正が決定された。

「世界の記憶」（国際登録・地域登録）事業の再開について

1. 国際登録に関する制度改正後の動き

- (1) 2021年7月、改正後の制度の下でユネスコが国際登録にかかる公募を開始。それに伴い国内募集も開始。
- (2) 国内の審査委員会及び関係省庁連絡会議を経て、下記の2件を我が国からユネスコへの推薦案件として決定。
じょうどしゅうだいほんざん ぞうじょうじさんだいぞう
 - ①「浄土宗大本山増上寺三大蔵」
ちしやうだいしえんちんかんけいもんじよてんせき
 - ②「智証大師円珍関係文書典籍 — 日本・中国の文化交流史—」
- (3) 同年11月末にユネスコに2件の申請書を提出。ユネスコ内の審査を経て2023年にユネスコが登録案件を決定予定。

2. 地域登録に関する制度改正後の動き

- (1) 国際登録の改正にあわせ、ユネスコ加盟国を代表する各国のユネスコ国内委員会を通じた申請、当事国からの異議申し立て制度を新設、当事国間に対立する案件は対話を行い帰結するまで登録を進めないことを含む、制度改正が決定。
- (2) 2022年2月15日 MOWCAPにおいて申請受付が開始されたことを踏まえ、2月18日 国内における申請受付を開始。
- (3) 今後、「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会及び関係省庁連絡会議を経て、我が国からMOWCAPへの推薦案件(1国につき3件以内)を決定予定。その後、2022年秋、MOWCAP総会において登録の可否が決定予定。

「世界の記憶」に関する国内広報・普及啓発について

1. 背景

ユネスコ「世界の記憶」は、2022年に設立30周年を迎えるが、我が国では、必ずしも認知度が高いとは言えない。登録済みの案件の中には積極的に活用している事例もあるが、登録後の活用が進んでいない事例もある。文部科学省では、国内における「世界の記憶」への認知度と制度への理解を深めるとともに、継続的に、よりふさわしい案件をユネスコに推薦できるようにするために、令和4年度から、新規で「世界の記憶」に関する国内広報と研修事業を行うこととしている。

2. 国内広報・普及啓発事業の検討

(1) 登録のメリットの明確化

日本の文化財の国内における認知度向上や世界的に発信やアクセス強化の好機となる。

- ・申請者: 記録物の認知度向上。保存やアクセス強化の基盤整備の契機。
- ・政府: 海外に向けて、我が国の文化発信の強化につながる。

(2) 実効性のある広報・普及啓発活動

例えば、メディアとのタイアップ、SNSの活用、文科省HPの充実、セミナーの開催などが考えられる。

→【議論いただきたい点】

委員の先生方が考える「世界の記憶」の登録メリットについてご意見伺うとともに、実効性ある広報・普及啓発活動について幅広くご意見いただきたい。

參考資料

日本関連の登録案件

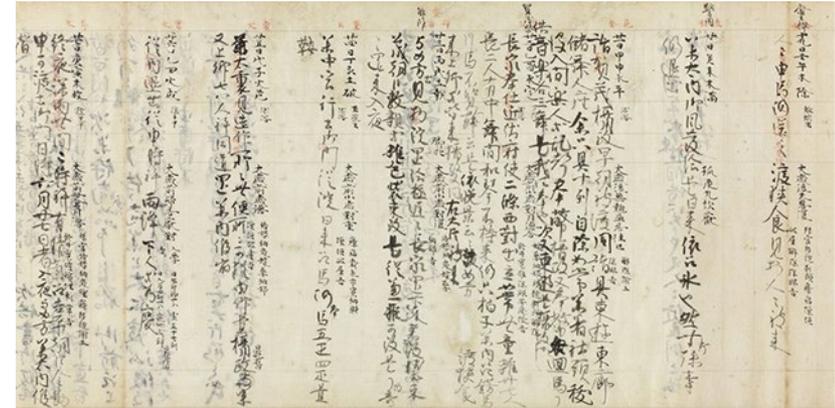
参考：日本関連の登録案件

【国際登録】

1. 山本作兵衛氏の炭坑の記録画並びに記録文書（2011年）
明治時代後期から、筑豊の炭鉱業ではまだ産業革命が継続していた20世紀後期までの日本の発展状況を裏付ける私的記録。炭坑記録画589点、日記65点、雑記帳及び原稿等43点で構成。
2. 御堂関白記（2013年）
平安中期、政治家として栄華を極めた藤原道長（966～1027）の自筆日記（自筆本14巻と古写本12巻が登録）。平安貴族の自筆原本の例として最古のものであり、かつ当代の代表的貴族の筆跡を伝える最も確実な遺品。翻訳され諸外国でも知られている。
3. 舞鶴への生還1945-1956：シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録（2015年）
第二次世界大戦の敗戦に伴い、ソ連領に抑留された約60万人から約80万人といわれる日本軍人と民間人たちの抑留生活と日本本国への引き揚げの歴史を伝える資料。日記、手紙・はがき類、絵画、名簿類、証明書類等570点の資料から構成。
4. 東寺百合文書（2015年）
1000年以上にわたり、東寺（教王護国寺）に伝来した約2万5千通の文書。平安時代以来の鎮護国家の修法・祈祷などの諸仏事・法会の運営や領有した荘園等、寺院活動を包括的に知り得る文書で構成。
5. 上野三碑（2017年）
群馬県地域の南西部に、近接して所在する山上碑（681年）・多胡碑（711年頃）・金井沢碑（726年）の三つの古代石碑で、日本語の文法で書かれた漢字の文章として、最古のものを含む、アジアの文化交流を示す記念碑。

（共同申請）

6. 慶長遣欧使節関係資料（2013年）（スペイン）
日本側は仙台藩主伊達政宗が使節としてスペイン及びローマに派遣（1613～1620）した支倉常長が持ち帰ったローマ市公民権証書等3件、スペイン側は支倉常長がスペイン国王フェリペ3世に宛てた書状、徳川家康及び秀忠の朱印状等94点で構成。
7. 朝鮮通信使に関する記録（2017年）（韓国）
1607年から1811年までの間に、日本の江戸幕府の招請により12回、朝鮮国から日本国へ派遣された外交使節団に関する資料。日本と韓国に所在する外交記録、旅程の記録、文化交流の記録など、日本側209点、韓国側124点で構成。



御堂関白記(2013年国際登録)

©京都府京都文化博物館



上野三碑(2017年国際登録)

©毎日新聞

※ この他、MOWCAP地域登録された案件として、「水平社と衡平社に関する記録：国境を越えた被差別民衆連帯の記録」（2016）がある。